

《金融展望 2012-2》

2012 年 12 月 12 日

No.2012-11

東日本大震災の復興支援にみる地域密着型金融の課題

調査部 副主任研究員 星貴子

《要 点》

- ◆ （リレバンの機能強化に求められる取組）
地域経済全体の活性化に資する地域密着型金融（リレバン）を実現するには、資金支援、経営支援、面的再生の各側面における機能の強化が不可欠である。そのためには、資金供給手法の多様化、外部資源の活用、域内の産学官連携の拡充に積極的に取り組むことが必要である。
- ◆ （改善がみられる一方で課題が残る復興支援）
東日本大震災の復興支援では、被災地の経済の迅速な復興のため、地元の金融機関に対して、従来以上にリレバンの取組が求められている。資金供給手法の多様化や既存債務買取システムの導入など従来の資金支援の課題に対しては一定の改善がみられる一方、経営支援については事業継続を後押しするには至っていないうえに、面的再生との調整の困難さが増すなど、課題が残る。
- ◆ （地域金融機関単独での対応には限界）
もっとも、地域金融機関単独で経営支援の強化や面的再生の推進を図るには限界がある。経営支援には、目利き力やソリューションの提案力が不可欠にもかかわらず、自力でこれらを向上できる金融機関は一部にすぎない。したがって、外部資源による能力の補完が必要であるものの、採算が合わないため外部資源を積極的に活用することは難しい。面的再生については、域内の産学官連携が十分とはいえないため、個々の金融機関が利害関係の調整役としての役割を果たすには、しばしば困難が伴う。
- ◆ （公的機関の支援にも実効性の課題が）
地域金融機関単独での対応が難しいなか、国や自治体の公的機関が民業を補完するばかりでなく、場合によっては積極的に対応することが求められる。現行の公的機関の支援をみると、相談受付や助言のほか、ビジネスマッチング、専門家の紹介・派遣など、企業再生に必要な支援が一通り提供されている。しかしながら、縦割り行政を背景に各省庁・関係機関の対応に一体感が欠けるうえ、各地域の産業支援機関には技術・ノウハウにバラツキがあり、公的機関の支援が必ずしも実効性が高いとはいえない。
- ◆ （公的機関の見直しと域内の協議機関の拡充や官民共同基金の設立がポイント）
以上を踏まえると、公的機関の本来の役割や機能を見直し、省庁間の枠組みを超え、各機関・組織が連携を強化し、相互に機能を補完する仕組みを構築する必要がある。さらに、これと併せて、i) 都道府県ごとに設置されている中小企業支援協議会を強化・拡充するとともに、ii) 幅広い事業者を対象に事業再生のみならず廃業も視野に入れた自治体と域内の全金融機関の共同出資による基金を創設し、地域経済活性化に向けた体制整備を進める必要がある。

目 次

1.	はじめに	3
2.	地域密着型金融の機能強化に求められる取組とは	3
3.	東日本大震災復興支援にみるリレバンの課題	4
(1)	幅が広がった資金支援	4
(2)	企業実態に即していない経営支援	5
(3)	厳しさ増す面的再生	7
4.	地域経済活性化を促進させるには	7
(1)	地域金融機関単独での対応には限界が	8
(2)	公的機関の支援にも実効性の課題が	8
(3)	ポイントは公的機関の見直しと域内の協議機関の拡充や官民共同基金の設置	9

(会社概要)

株式会社日本総合研究所は、三井住友フィナンシャルグループのグループIT会社であり、情報システム・コンサルティング・シンクタンクの3機能により顧客価値創造を目指す「知識エンジニアリング企業」です。システムの企画・構築、アウトソーシングサービスの提供に加え、内外経済の調査分析・政策提言等の発信、経営戦略・行政改革等のコンサルティング活動、新たな事業の創出を行うインキュベーション活動など、多岐にわたる企業活動を展開しております。

名称:株式会社日本総合研究所 (<http://www.jri.co.jp>)

創立:1969年2月20日

資本金:100億円

従業員:2000名

代表取締役社長:藤井順輔

理事長:高橋進

東京本社:〒141-0022 東京都品川区東五反田2丁目18番1号 TEL 03-6833-0900(代表)

大阪本社:〒550-0001 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号 TEL 06-6479-5800(代表)

本件に関するご照会は、調査部・副主任研究員・星貴子宛にお願いいたします。

Tel:03-6833-1666

Mail:hoshi.takako@jri.co.jp

1. はじめに

金融庁が、金融システム改革の一環として、2003 年度に地域密着型金融（リレーションシップバンキング、以下リレバンと記す）を推進し始めてから 10 年が経とうとしている。地域金融機関によるリレバンの取組は年々増加しているものの、具体的な成果が十分に上がっているとは言い難い。グローバル化の進展や新興国企業の台頭などが国企業を取り巻く環境が厳しさを増すなか、企業再生、地域産業の再興は焦眉の急であり、リレバンの課題の解決は待ったなしといえよう。

折しも、2011 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、東北地方、なかでも岩手、宮城、福島 の 3 県は、津波によって壊滅状態となった地域も少なくなく、ゼロからというよりもマイナスからの復活、復興が必要となった。東北地方は、以前からとりわけ経済情勢が厳しい地域であり、今般の震災によってその厳しさが一段と増すこととなった。こうしたなか、地域経済の迅速な復興のため、地元の金融機関に対しては従来以上にリレバンの取組が求められている。

こうした状況を踏まえ、以下では、リレバンの機能強化に求められる取組について整理したうえで、リレバンの観点から今般の震災復興支援を検証し、最後に、地域経済の再生・活性化を一段と促進するには何が必要かを改めて考察する。

2. 地域密着型金融の機能強化に求められる取組とは

リレバンとは、金融機関が長期的な取引関係を通じ顧客企業の経営状況や信用力等を的確に把握し、それを基に実態に即した資金供給や経営支援などの金融サービスを提供することで、顧客企業の再生・持続的成長のみならず、地域の産業・経済の再興・活性化が重要な目的である。こうしたリレバンを実現するには、資金支援、経営支援、面的再生の各側面における機能の拡充が不可欠である。そのためには、下記の取組が必要と思われる。

第 1 は、資金供給手法の多様化である。企業の成長段階や事業内容によっては、従来の不動産担保に依存した融資ばかりでなく、動産債権担保融資（ABL: Asset Based Lending）、DDS（Debt Debt Swap）、DES（Debt Equity Swap）、ファンドによる出資が適しているケースがある。例えば、収入が安定せず定期的な利払いが難しいケースではファンドによる投資が、事業再生では DDS や DES が有効な手法と考えられる。もっとも、こうした手法は主に都市銀行や大都市圏の金融機関で利用され、地方圏での実績は少ない。したがって、企業のニーズにあった資金支援を行うためには、資金供給手法の多様化が必要である、もっとも、資金供給の幅を広げるには、まずもって、こうした手法に関する知識・ノウハウ等の蓄積が不可欠である。

第 2 は、外部資源の活用である。企業の実態に応じた支援を実施するには、顧客企業の情報に加え、業界動向、市場環境、さらには域外のみならず海外の産業政策などに関する情報を収集、分析し、それを基に最適な資金提供手法や経営支援方法を見極めることが重要である。もっとも、商圏の広域化や技術革新の進展など企業を取り巻く環境が多様化、複雑化するなか、地域金融機関がこれら全ての情報を収集、分析することは容易でないうえ、ソリューションに関する専門知識・ノウハウを十分に有する地域金融機関は必ずしも多くない。そのうえ、自力で情報収集体制や知識・ノウハウの向上に対応できる地域金融機関は、地域の有力行や資金に余裕がある一部の金融機関にとどまる。したがって、不足する情報や知識・ノウハウを補完するには、国・自治体、公的機関、企業再生・地域再生の専門家・専門機関など外部資源を積極的に活用する必要がある。

第 3 は、域内の産学官連携体制の構築・拡充である。さらに面的再生を踏まえた経営支援を行う

には、地域経済の将来像に対する共通認識やそれに向けた協働意識を醸成することが不可欠である。このためには、地域金融機関に加え、地元の自治体、商工会議所、大学・研究機関など、域内経済を構成する各主体が自らの役割を遂行するとともに、有機的なネットワークを形成し機能の相互補完や情報共有を行うことが需要である。地域金融機関は、取引を通じてこれらの主体とつながりを持つことから、各主体の活動を結びつけるハブとしての役割を担うことが可能と思われる。

3. 東日本大震災復興支援にみるリレバンの課題

以上みてきたように、リレバンの機能強化のためには、資金供給手法の多様化、外部資源の活用、域内の産学官連携体制の構築・拡充の三つの課題を解決することが必要である。

今般の震災復興における金融支援では、資金供給手法の多様化や外部資源の活用といった課題について改善に向けた動きがみられるものの、必ずしも十分とはいえないうえ、従来の課題の解決だけでは、被災企業の復興支援は難しい。マイナスからの再建であることに加え、異なる環境の様々な企業が一気に被害を受けたことから、被災企業の状況やニーズが多様かつ複雑なためである。

それでは、復興支援では、リレバンの課題の何が改善され、どのような課題が残っているかについて、リレバンの三つの側面（資金支援、経営支援、面的再生）ごとに、具体的にみることにする。

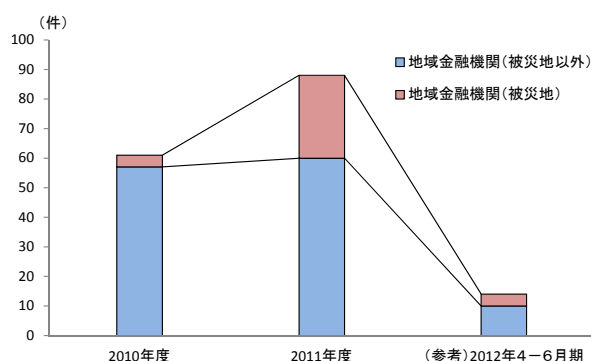
(1) 幅が広がった資金支援

資金支援をみると、ABL、DDS、ファンドの活用が他地域に比べ増加し従来に比べると資金供給手法の幅が一段と広がったほか、過大な既存債務が新規資金の調達のボトルネックとなっている企業に対して既存債務を整理し新規資金を供給する制度が導入されるなど、大規模災害時における円滑な資金供給体制が整備されつつある。

具体的に、DDSについては、2011年度の利用実績をみると、2013年3月に終了する金融円滑化法の出口戦略の一環として全国的に増加傾向にあるものの、全体の3割に当たる28件が被災地の金融機関¹によるものであったうえ、全国の39%増に対し、被災地の金融機関では7倍と急増した。

（図表1）。ABLについては、被災3県の地方銀行や第二地方銀行の2011年度のディスクロージャー誌等によれば、製造業に加え、農漁業従事者などにも活用が広がっているほか、震災以後初めて活用した金融機関や新規案件が前年度対比で2倍以上となった金融機関がある。

（図表1） 被災地金融機関による資本性借入金の活用状況



（資料）金融庁資料を基に日本総合研究所作成

（注1）「地域銀行」は地方銀行64行、第二地方銀行42行、埼玉りそな銀行、信用金庫271金庫、信用組合158組合の合計。

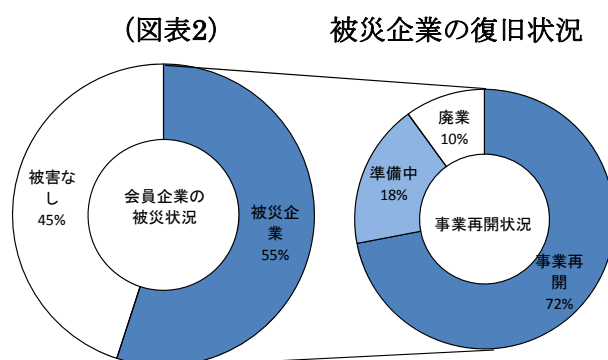
（注2）かっこ内は被災地（青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県）に本店が存在する金融機関の合計。

¹ 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に本店が存在する金融機関。

ファンドについては、地元金融機関と大手の金融機関が共同出資する復興支援ファンドや、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）やボランティア意識に訴求して資金を募集する小口の投資ファンドが相次いで設立され、従来対象とならなかった零細企業や個人事業者のほか、農漁業従事者に対してもリスクマネーが提供され始めた。

既存債務を整理し新規資金を供給する制度としては、2011 年末から 2012 年春先にかけて各被災県に産業復興機構が、2012 年 3 月に東日本大震災事業者再生支援機構が設立された²。これら機構では、既存債務を買い取りその元利返済を一定期間凍結することで対象事業者の返済負担を軽減し資金調達環境を整備する。産業復興機構では主要取引金融機関による融資を債務買取の要件とすることで対象事業者への新規資金の供給を後押しする一方、東日本大震災事業者再生支援機構では、対象事業者に対して、機構自らが出資、債務保証、つなぎ融資を行う。対象は、震災により過大な債務を有するものの事業の持続可能性が見込める事業者で、零細企業や個人事業者、医療法人なども含まれる。

財務省東北財務局が 2012 年 4 月に実施した管内における被災地³の商工団体 20 先に対するヒアリング調査によれば、調査時点までに被災企業の 72%が事業再開を果たした（図表 2）。この結果を勘案すると、政府系金融機関や国・自治体の緊急融資や補助金に加え、このように資金支援の幅が広がったことが事業再開を後押ししたといえよう。資金供給方法の多様化や既存債務の買取制度の導入により、資金繰りのみならず、施設・設備の再建費用や当面の運転資金など事業再開に必要な資金を確保することが可能となったと思われる。



（資料）財務省東北財務局「管内企業の復興状況及び地域金融機関のコンサルティング機能発揮の現状等について（2012 年 5 月）」

(2) 企業実態に即していない経営支援

これに対して、経営支援については、リレバンの課題を踏まえ支援態勢の整備が図られているものの、支援が企業再建に十分に繋がっていない可能性がある。

これまでの経営支援をみると、公的機関では、上述の産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構が、資金供給のみならず、専門家の紹介・派遣、経営指導などを行う一方、産業復興相談センター⁴が再建計画の策定等の相談受付や助言を実施している。このほか、日本政策金融公庫（日本公庫）や中小企業基盤整備機構のほか、各地の中小企業支援協議会および中小企業支援機関でも、通常の業務としての相談受付や助言に加え、必要に応じて会計士、税理士、コンサルタントなどの

² 産業復興機構は中小企業基盤整備機構が 8 割、被災県と同県内の金融機関が 2 割を出資し被災県ごとに設立された官民共同組織。東日本大震災事業者再生支援機構は国の全額出資による株式会社。

³ 青森県、岩手県、宮城県、福島県が対象。

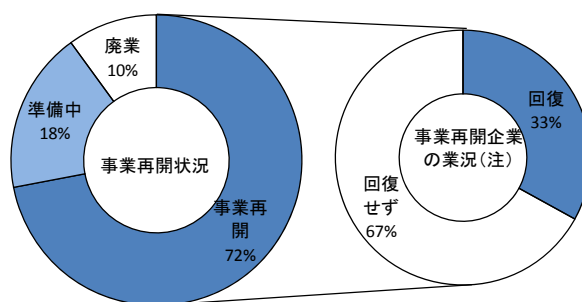
⁴ 既存債務が負担となり新規資金の調達が難しい被災企業・事業者への支援・相談体制を構築するため、産業復興機構とともに被災県ごとに創設された。

専門家を紹介・派遣している。なお、こうした専門家は、各機関・組織の職員のみならず、民間企業を含め、外部の人員が活用されている。

一方、地域金融機関では、企業再建に必要な事業計画や資金計画の作成、新たな取引先や販路を開拓するためのビジネスマッチングなど、事業および経営に対する支援が行われている。もっとも、こうした経営支援を行うに当たって、会計士や中小企業診断士などの外部専門家やコンサルティング企業および前述の公的機関などの外部機関を活用するケースが少なくない。なかには、被災地域内の金融機関が協働して、東京、大阪といった大都市圏ばかりでなく九州や北陸など被災地外の金融機関や商工会・商工会議所と連携し、商談会やビジネスマッチングを行う事例もでてきている。

このように、官民ともに一通りの経営支援が用意されているうえ、外部資源の活用、官民連携の拡充など、これまで指摘されてきたリレバンの課題についても改善の兆しがみられる。もっとも、財務省東北財務局のヒアリング調査によれば、事業を再開した企業のうち売上が震災前の水準まで回復した企業は 33%にとどまり、企業再建が停滞している状況が伺われる（図表 3）。これを勘案すると、経営支援が必ずしも被災企業の実態に即していない可能性も否めない。

（図表 3） 事業再開した企業の業況



（資料）図表 2 に同じ

（注）売上水準（対震災前比）

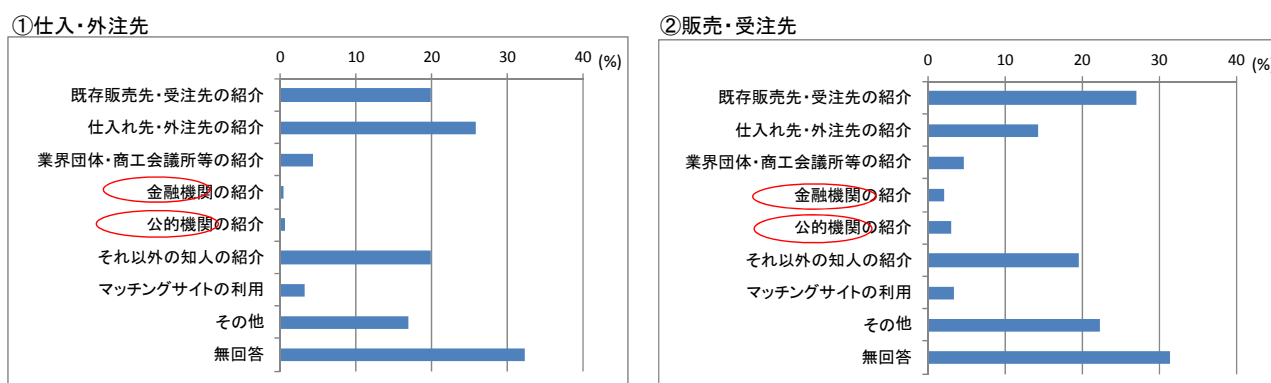
例えば、取引先・販路の確保・開拓方法をみると、企業の多くが自らのネットワークを活用し、金融機関や公的機関の活用は必ずしも多くない。東北大学大学院のアンケート調査⁵では、震災により重要な仕入先や販売先との取引が停止・減少した企業に対して、それに代わる新たな取引先を探した方法について質問した。それによれば、既存の取引先の紹介が最も多く、以下、それ以外の知人の紹介、業界団体・商工会議所等の紹介が続いた。一方、金融機関や公共機関を利用した企業は少なく、仕入れ先・外注先で 1%未満、販売・受注先で 2～3%にすぎなかった（図表 4）。

金融機関や公的機関の利用が少ない主な理由としては、支援内容が企業の実態にあわない、あるいは利用できる事業者が限定されるなど、企業にとって使い勝手が必ずしもよくないことが考えられる。地域金融機関については、顧客企業の事業内容や製品の特性に加え顧客が属する業種全体、例えば技術動向や市場動向などを十分に把握していない金融機関が多いうえ、営業エリアが制約され、かつ業務提携先が同じ業態や域内にとどまることが多いため、企業のニーズに合致した情報や取引先が必ずしも提供・紹介されるとは限らない。一方、公的機関については、日本公庫のように製品や商品をインターネット上で紹介するのみで具体的な商談には一切関与しない機関や、対象を事業の持続可能性があると判断される事業者限定する機関が多く、支援を必要とする事業者が必

⁵ 東北大学大学院の地域産業復興調査研究プロジェクトが被災地（岩手県、宮城県、福島県、青森県八戸市）に本社がある企業（金融業、非営利企業、NPO 法人を除く）3 万社を対象に、2012 年 7 月 1 日～31 日に実施。回収率 23.4%（7,021 社）。施設損壊など直接的被害を受けていない企業の回答含む。

ずしもニーズにあった取引先を紹介されるとは限らない。

(図表4) 新規取引先の検索方法（複数回答）



（資料）東北大学大学院経済学研究科地域イノベーション研究センター・震災復興研究センター主催「地域産業復興調査研究シンポジウム（2012年10月21日）」資料

（原典）東北大学大学院経済学研究科震災復興研究センター「2012年度震災復興企業実態調査」

（注）大口と思われる取引先について質問。

(3) 厳しさ増す面的再生

さらに、今般の震災復興支援においては、個々の企業に対する支援を如何に面的再生に繋げるかという課題がこれまで以上に明確に浮かび上がった。特に面的再生との調整の重要性が大きいと思われる支援は、廃業支援と事業統合・M&A支援である。

まず、廃業支援をみると、原則として、経営改善の見込みが極めて少ない企業に対しては、事業の存続が経営者の生活再建や当該債務者の取引先の事業に悪影響を及ぼすとの判断の下、債務整理など廃業に向けた対応がとられる。しかしながら、被災地の復興が遅れ震災前の水準に回復することもままならないなか、当該企業が地域の産業や雇用を担っている場合、地域経済への悪影響を懸念し、返済猶予などにより企業を存続させているケースが少なくない。雇用の受け皿や地域産業を牽引する企業が台頭するまではこのような状況を継続させることはやむをえないともいえよう。

ただし、返済猶予や融資などの資金支援は個々の企業の持続可能性を見極めたうえでなされるべきものである。本来であれば事業継続が難しい企業が存続することで、市場原理が歪められ、むしろ新規産業の創出や産業の高度化の阻害要因となるおそれがある。金融機関にとっても、回収の見込みのない債権を抱えることで、金融仲介機能や健全性が損なわれかねない。

一方、事業統合・M&Aについては、震災により域内のサプライチェーンや産業連関が喪失したケースでは、被災企業に対するソリューションの一つとして、域外企業との事業統合やM&Aを推進することがある。しかしながら、こうした域外の企業との事業統合やM&Aが、域内にあるそれまでの取引先の収益機会を喪失させるばかりでなく、統合によって製造拠点が域外へ移転した場合には域内の雇用も喪失させることは否定できない。さらに、域内での収益確保や就労が困難になることで企業の域外への移転や労働者の転出が促進され、その結果、地域経済の衰退が加速する可能性も指摘できる。

4. 地域経済活性化を促進させるには

東日本大震災の復興支援では、資金支援については、資金供給手法の幅が拡大するなど、企業のニーズに応じた資金供給が可能となりつつある一方、経営支援については、企業の実情に即したソリューションの提供には必ずしも繋がっていないうえに、面的再生の困難さが増すこととなった。

本章では、こうした状況を踏まえ、地域経済活性を一段と促進させるための方策について考察する。

(1) 地域金融機関単独での対応には限界が

第2章および第3章を踏まえて、リレバンの課題を改めて整理すると、次の通りである。

経営支援の課題としては、情報収集およびその分析力並びにソリューションの提案力の向上が挙げられる。もっとも、こうした能力の向上に自力で対応できる地域金融機関は、時間やコストを負担することが可能な比較的大手の金融機関など一部にすぎないためである。したがって、外部資源を活用し、これら能力の補完を図る必要がある。しかしながら、地方圏の地域金融機関では外部資源の活用も容易でない。その理由としては、豊富な実務経験を有する専門家・専門機関は大都市圏を中心に事業を展開し地方圏では不足しているうえ、専門家・専門機関の多くは、案件の規模が小さく採算が合わないため、地方圏での事業展開には必ずしも積極的でないことが指摘されている。

一方、面的再生の課題としては、利害関係者の調整が挙げられる。とりわけ、廃業支援や域内の事業統合・M&Aにおいて、顧客企業のみならず、取引先、地域産業界、他の金融機関など利害関係者間での調整を如何に図るかがカギとなる。しかしながら、金融機関が主体的にこうした調整役を担うことは難しいと思われる。顧客同士が利害関係者でかつその利害が対立する場合、金融機関内で利益相反が発生する可能性が大きい。このほか、域内の金融機関同士が利害対立の当事者である場合、双方の金融機関が自らの利益を重視し、交渉が難航、更には決裂するおそれは否めない。そもそも、顧客企業の利益が自らの収益に密接に関係することから、金融機関が、公正性・中立性を求められる調整役として適任とはいえない。

こうしてみると、いずれの課題においても、地域金融機関単独での対応、民間での解決は難しいと思われる。したがって、リレバンの課題を解決し、地域経済の活性化を促進するには、政府系金融機関や国・自治体の再生支援機関・組織が公正かつ公平な立場で民業を補完するばかりでなく、場合によっては積極的に対応することが求められよう。

(2) 公的機関の支援にも実効性の課題が

公的機関は、これまでも、地域再生法およびそれに基づく地域再生基本方針の下、企業再建や地域活性化に向けた支援を実施してきた。

具体的にみると、政府機関では、経済産業省、中小企業庁、金融庁、農林水産省、観光庁、厚生労働省などが、所管する分野において、地域経済活性化に繋がる施策を立案、推進している。例えば、再生可能エネルギー事業については経済産業省、地域観光については観光庁、介護・福祉・医療については厚生労働省が、青写真の提示、補助金など活性化に向けた支援を実施している。

日本公庫では、政府系金融機関として、i)財務診断、ii)企業の持つ強み・弱み等の内部環境の整理・分析、iii)海外進出を希望する企業に対する情報提供、iv)経営ノウハウを有する外部専門家の紹介、v)インターネットを利用した製品・商品の紹介、vi)同公庫のコーディネーターが連携する全国の大学・研究機関と中小企業の産学官の仲介を行っている。こうした支援は単独もしくは地域金融機関との連携の下で提供されることとなっている。

一方、都道府県ごとに設置されている公的機関をみると、例えば、東京都の産業支援機関である公益財団法人東京都中小企業振興公社では、地域産業振興、新事業・ベンチャー企業創出、事業承継・事業再生を中心に、専門の相談員が中小企業からの相談に対してワンストップで対応したうえ

で、助成金の交付、ビジネスマッチング、専門家の派遣などの支援が行われる。

政府の基本方針では、個々の機関・組織の支援活動のみならず、各機関および地域の金融機関や商工会・商工会議所などとの連携による一体的な対応を推進している。最近では、経済産業省および中小企業庁が中心となり、2012年8月から、地域ごと⁶に、地域金融機関や公的機関などが連携する中小企業支援ネットワークの構築を進めている。同ネットワークでは、登録された金融機関や商工会および商工会議所等などが中小企業からの相談を受け付ける一方、各地域の経済産業局によって選定された相談員⁷が支援機関を巡回し企業の課題に対応する。

こうしてみると、政府系金融機関や公的機関では、企業に対する助言のほか、ビジネスマッチング機会の提供、課題に応じた専門家の紹介・派遣など、企業再生に必要とみられる支援が一通り提供されているといえる。しかしながら、これらの支援は必ずしも実効性が高いとはいえないのが実情である。主な要因としては、次の2点が考えられる。

第1は、行政の縦割りである。国の基本方針にもかかわらず、企業再生や地域経済活性化に向けて、一体的に対応しているわけではなく、各省庁・機関が独自に対応しているケースが少なくない。各地の産業は観光業や農業などが単独で担っているわけではなく、観光業と商業、漁業と水産加工業など、複数の産業、業種で構成されていることから、地域経済の活性化を推進するうえでは、それぞれの連関を勘案し、各省庁・関連機関の連携の下、省庁横断的な対応が必要である。

第2は、地域格差である。大都市圏に比べ地方圏では、民間ばかりでなく産業支援機関などの公的機関においても企業再生や地域経済活性化に関する知識・ノウハウを有する人材が少ないと指摘されている。このため、地域金融機関と同様に、企業の課題やニーズに対応した経営支援が困難な地域が少なくない。公的機関に求められる役割や機能を発揮するには地域格差の解消が必要である。

(3) ポイントは公的機関の見直しと域内の協議機関の拡充や官民共同基金の設置

以上のように、地域金融機関のみでは地域経済の活性化を促進するには限界がある一方、公的機関についても、縦割り行政や能力等の地域格差といった課題を抱え、地域経済活性化に向けて期待される役割や機能を十分に発揮しているとはいえない。こうしたことを踏まえると、今後、地域経済の活性化を一段と加速させるには、下記の取組が求められよう。

まず、公的機関の見直しである。具体的には、公的機関の本来の役割や機能を見直し、省庁間の枠組みを超え、各機関・組織が連携を強化し、相互に機能を補完する仕組みを構築する必要がある。加えて、地域間に生じている知識・ノウハウの格差を解消することも重要である。例えば、中小企業診断士、会計士、税理士など、専門分野ごとに人員の人数を設定するとともに、一定の実務経験年数を要件にするなどして専門人員の技術・ノウハウを確保することも有効策の一つと思われる。

さらに、公的機関の見直しに合わせて、域内における官民連携体制の強化・拡充も進める必要があろう。具体的には次のような方策が考えられる。

一つは、地域金融機関、自治体、商工会議所などによる地域活性化に向けた協議機関の拡充である。現在、都道府県ごとに、商工会・商工会議所、政府系金融機関、地域金融機関および自治体などから構成される中小企業再生支援協議会⁸が設置されているものの、地域によって構成する各主体

⁶ 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄。

⁷ 相談員には、金融機関やコンサルティング会社のOBおよび現役の人員、会計士、税理士など中小企業支援の専門知識や実績を有する人員が選定される。

⁸ 地域の実情に応じたきめ細かな中小企業の再生を支援するため、産業活力再生措置法に基づき、経済産業大臣の認定により各都道府県に1カ所設置された機関。

の協議会への参画姿勢に差があるため、実効性のある支援がなされているとはいえないのが実情である。こうしてみると、各主体の協議会での役割・機能を明確にし、それを義務化するなど、連携体制を一段と強化することが必要と思われる。さらに、企業再生支援ばかりでなく、地域産業や地域経済の再建計画の策定、域内の利害関係者の調整など、同協議会の役割・機能の拡充を図ることも重要である。

もう一つは、自治体と域内の全金融機関の共同出資による官民共同基金の設立である。これまでも官民共同基金は設立されてきたものの、一定規模以上の企業や事業の持続可能性が高いと判断された企業が対象であった。もっとも、地方圏では中小零細企業や個人事業者が大半を占めることから、幅広い事業者を対象にすることが求められる。加えて、廃業による地域経済への影響が無視できないケースもあることから、対象に廃業支援も入れることも必要であろう。(2012.12.12)

< 参考資料 >

- ・ 社団法人全国信用金庫協会編「中小企業のライフサイクルと地域金融機関の役割」近代セールス社（2009年12月）
- ・ 株式会社日本総合研究所編「金融システムの将来像」社団法人金融財政事情研究会（2010年10月）
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援情報センター「東日本大震災に関連する金融支援の状況（2011.12 末時点）」中小機構調査レポート（2012年1月）
- ・ 東北大学大学院経済学研究科地域イノベーション研究センター・震災復興研究センター主催「地域産業復興調査研究シンポジウム（2012年10月21日）」資料
- ・ 岩手銀行ディスクロージャー誌 2012年（平成24年3月期）版
- ・ 七十七銀行 2012年ミニ・ディスクロージャー誌
- ・ 東邦銀行平成23年度決算（IR資料）
- ・ 内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/>）
- ・ 中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/>）
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/>）
- ・ 金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/>）
- ・ 財務省東北財務局ホームページ（<http://tohoku.mof.go.jp/>）
- ・ 日本政策金融公庫ホームページ（<http://www.jfc.go.jp/>）
- ・ 社団法人全国地方銀行協会ホームページ（<http://www.chiginkyo.or.jp/index.shtml>）
- ・ 一般社団法人第二地方銀行協会ホームページ（<http://www.dainichiginkyo.or.jp/>）